

川崎市交流保育「親子でランチ」事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「親子でランチ」事業（以下「本事業」という。）の実施について、円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 本事業は、地域の親子が子育てにゆとりと自信を持つことができるよう、公立保育所において保育カリキュラムに基づいた生活や遊び・給食を保育園児と共にする事で、生活の流れや乳幼児の育ちを理解し、成長・発達に合わせた食事の形態や食べさせ方を学ぶ保育交流として実施するものとする。

（実施回数）

第3条 本事業は、各公立保育所（以下「各園」という。）において月2回実施する。ただし、4月及び8月は実施しない。

2 区保育・子育て総合支援センター所長及び保育・子育て推進部担当課長は、必要に応じて、前項による実施に加え各園の園長に実施を指示することができる。

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、原則として市内在住の、離乳食の開始時から小学校入学前までの子ども及びその保護者とする。

2 各園における利用の上限は、1日2組とし、新規利用者を優先する

ものとする。

(申込方法等)

第5条 本事業の利用を希望する保護者は、事前に希望する実施園のある区の区保育・子育て総合支援センター又は区保育総合支援担当に、申込専用フォーム又は電話により申込を行うとともに、川崎市交流保育「親子でランチ」申込書（第1号様式）を当該区の区保育・子育て総合支援センター所長又は保育・子育て推進部担当課長に提出するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 本事業を利用する保護者は、賄材料費の実費として、子ども及び保護者それぞれ一人当たり250円を、利用当日の受付において、現金により実施園に支払うものとする。ただし、キャッシュレス決済端末を設置する実施園においては、キャッシュレス決済による支払もできるものとする。

2 前項による支払いを受けた実施園の園長は、現金よる場合は領収書を、キャッシュレス決済による場合は決済端末から印刷される利用明細を保護者に交付するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、区保育・子育て総合支援センター所長又は保育・子育て推進部担当課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 2 8 日から施行する。